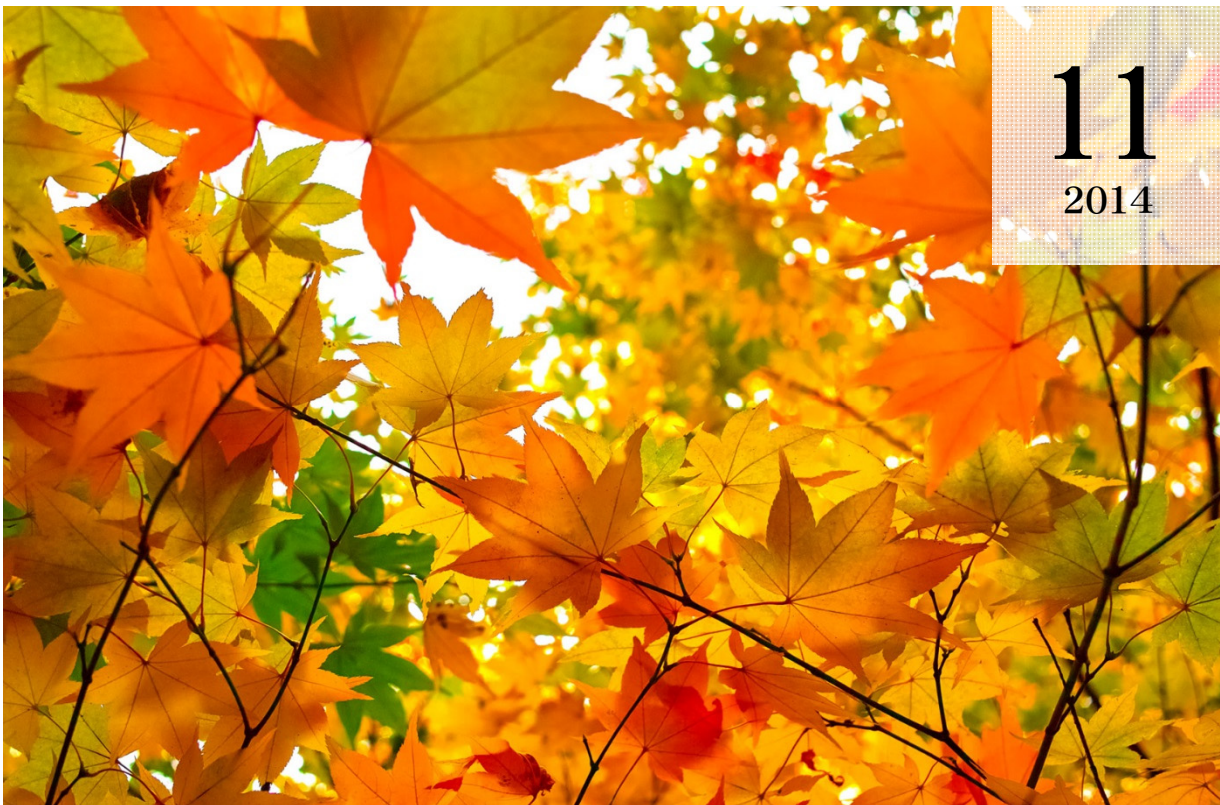


F M C だより

「年金の日」をご存じですか。国民一人ひとりが高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日として、厚生労働省が11月30日（いいみらい）を年金の日としたそうです。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号

TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



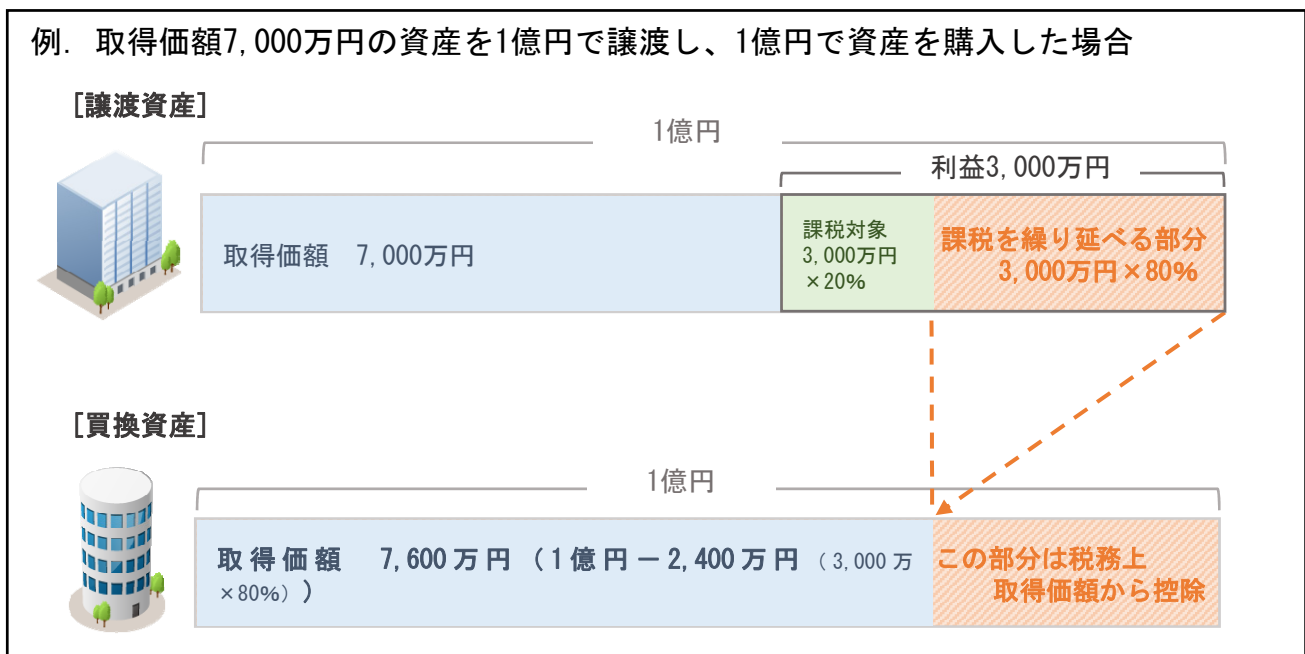
年末に適用期限を迎える制度の確認をしましょう

税金を計算する上において優遇が受けられる制度のうち、年末で適用期限を迎えるものはいくつもあります。そのうち2つの制度を今回ご紹介いたします。検討すべき取引（行為）がなかいかどうか、最終確認をしましょう。

事業用資産の買換え（九号買換え）

例えば、事務所とその敷地を売却し、別の場所で事務所とその敷地を構えた場合、売却による儲けの約8割に相当する課税を繰り延べることができる制度があります。これを「特定資産の買換え特例」といいます。この特例を適用するためには、条文にある第一号から第九号までの要件のうちいずれかに該当する必要があります。

第一号から第九号までのうち使いやすいのは、第九号といわれています。第九号は、所有期間が10年を超えている国内の土地等、建物、構築物を売却し、国内の土地等、建物、構築物、機械装置を取得することが要件です。ただし取得対象となる土地等は、平成24年度税制改正でより付加価値の高い資産への買換え促進や経済活性化を図る政策目的に見直され、用途や面積の制限が設けられました。具体的には、事務所や工場など特定施設の敷地あるいは一定の駐車場用地であり、かつ、面積が300㎡以上のものに限定されています。そのため、例えば社宅などの福利厚生施設の敷地や一般的な貸し駐車場用地などは、対象から外れています。



この第九号は、平成26年12月31日が適用期限とされています。国土交通省や経済産業省から3年3ヶ月の適用期限延長が要望として提出されているものの、27年度税制改正で延長がされない限り、年内で適用期限が到来してしまいます。この期限は、個人・法人とも変わりません。そのため、個人で事業をされている方あるいは法人であって、資産を買換えたいとお考えの場合には、早急な検討を要するでしょう。

住宅取得等資金に係る贈与

両親や祖父母など、直系尊属から住宅取得のための資金の贈与を受けた場合に、一定の金額までは贈与税がかからない制度（「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」）があります。平成26年中の贈与であれば、暦年課税の場合は基礎控除額を含めて最大1,110万円まで贈与税がかかりません。また、この制度は65歳未満の贈与者から贈与を受けた場合等であっても、暦年課税ではなく相続時精算課税制度を選択して適用することが可能です。

例. 26年に省エネ性の高い住宅を取得するため4,000万円の資金贈与を受けた

[暦年課税の場合]



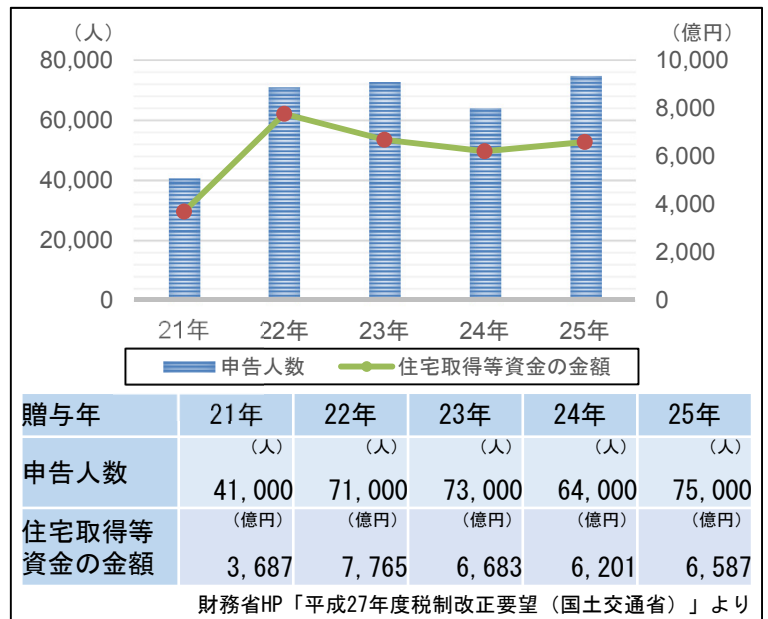
[相続時精算課税の場合（はじめて適用）]



この制度の利用者及び金額は、国土交通省の調べによれば右のとおりです。過去4年間では毎年7万人前後が、この制度を利用していることがお分かりいただけたと思います。

この制度の適用は26年12月31日までとなっています。国土交通省では、この制度について3年間の適用期限延長の他、贈与税がかからない金額を最大3,000万円まで引上げてほしいこと等を要望として提出しました。

政府は、高齢者が保有する資産、特に預金を投資にまわして流動化させたいと思惑があります。この背景を受けて改正要望の妥当性として、「高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代に移転させ、住宅取得等を促進するためには、資産移転の際の税負担の軽減や相続時精算課税制度の年齢要件の緩和が、妥当な手段である。」と、国土交通省は記しています。



27年度税制改正での延長等の措置がなければ、この制度の適用も年末で期限を迎えます。税制改正は例年12月中旬頃に発表されているため、税制改正の行方によって判断されるのであれば、年末ぎりぎりの判断を迫られそうです。



今年も大幅引上げとなる 最低賃金



都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」は、毎年10月頃に改定されることになっています。平成26年度についても全都道府県の「地域別最低賃金」が出揃いつつありますので、確認しておきましょう。

最低賃金の種類と改定時期

賃金については、毎年度、都道府県ごとにその最低額（最低賃金）が定められており、企業はその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、上述の通り、毎年10月頃に「地域別最低賃金」が改定されることになっています。

26年度の地域別最低賃金と発効日

平成26年度の地域別最低賃金と発効日は下表の通りとなっています。最も引上額が高いのは千葉県の21円、最も低いものでも岩手県をはじめとした10県の13円となりました。また今回の改定により、北海道、宮城、東京、兵庫、広島の5つにおいて生活保護と最低賃金との逆転現象が解消されています。

平成26年度の地域別最低賃金（単位：円）

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
北海道	734	748	14	平成26年10月8日
青森	665	679	14	平成26年10月24日
岩手	665	678	13	平成26年10月4日
宮城	696	710	14	平成26年10月16日
秋田	665	679	14	平成26年10月5日
山形	665	680	15	平成26年10月17日
福島	675	689	14	平成26年10月4日
茨城	713	729	16	平成26年10月4日
栃木	718	733	15	平成26年10月1日
群馬	707	721	14	平成26年10月5日
埼玉	785	802	17	平成26年10月1日
千葉	777	798	21	平成26年10月1日
東京	869	888	19	平成26年10月1日
神奈川	868	887	19	平成26年10月1日
新潟	701	715	14	平成26年10月4日
富山	712	728	16	平成26年10月1日
石川	704	718	14	平成26年10月5日
福井	701	716	15	平成26年10月4日
山梨	706	721	15	平成26年10月1日
長野	713	728	15	平成26年10月1日
岐阜	724	738	14	平成26年10月1日
静岡	749	765	16	平成26年10月5日
愛知	780	800	20	平成26年10月1日
三重	737	753	16	平成26年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
滋賀	730	746	16	平成26年10月9日
京都	773	789	16	平成26年10月22日
大阪	819	838	19	平成26年10月5日
兵庫	761	776	15	平成26年10月1日
奈良	710	724	14	平成26年10月3日
和歌山	701	715	14	平成26年10月17日
鳥取	664	677	13	平成26年10月8日
島根	664	679	15	平成26年10月5日
岡山	703	719	16	平成26年10月5日
広島	733	750	17	平成26年10月1日
山口	701	715	14	平成26年10月1日
徳島	666	679	13	平成26年10月1日
香川	686	702	16	平成26年10月1日
愛媛	666	680	14	平成26年10月12日
高知	664	677	13	平成26年10月26日
福岡	712	727	15	平成26年10月5日
佐賀	664	678	14	平成26年10月4日
長崎	664	677	13	平成26年10月1日
熊本	664	677	13	平成26年10月1日
大分	664	677	13	平成26年10月4日
宮崎	664	677	13	平成26年10月16日
鹿児島	665	678	13	平成26年10月19日
沖縄	664	677	13	平成26年10月24日

※平成26年9月16日時点

この内容は平成26年9月16日時点の情報に基づいて作成していますので、最新情報は厚生労働省ホームページ（「地域別最低賃金の全国一覧」）でご確認ください。

経営情報

業種別にみる年末賞与 1人平均支給額



そろそろ年末賞与の季節です。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査（※）から、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成25年の年末賞与について、支給労働者1人平均支給額などを紹介します。

支給割合は平均で給与1ヶ月分程度

主な業種・規模別に年末賞与の支給労働者1人平均支給額などをまとめると、以下のようになります。

平成25年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	260,054	334,083	0.96	1.11	71.0	91.0	69.0	89.5
建設業	273,466	382,680	0.84	1.00	73.1	96.1	68.9	93.0
総合工事業	290,087	307,634	0.89	0.89	71.6	94.8	68.1	89.7
職別工事業	226,891	167,961	0.70	0.59	69.8	100.0	64.0	100.0
設備工事業	292,425	566,115	0.90	1.39	79.0	96.6	75.5	95.2
製造業	237,988	347,486	0.84	1.10	68.5	87.4	65.3	86.6
消費関連製造業	176,983	250,310	0.76	0.88	60.2	80.7	56.6	80.6
素材関連製造業	253,822	405,582	0.82	1.24	76.4	90.6	72.2	89.6
機械関連製造業	284,065	372,459	0.94	1.12	68.7	90.9	67.1	88.8
食料品・たばこ	174,522	225,472	0.85	0.82	61.9	75.6	61.3	77.8
繊維工業	166,718	267,645	0.75	0.91	51.1	88.6	48.1	84.5
木材・木製品	190,542	310,333	0.74	1.03	74.1	98.4	70.5	96.4
家具・装備品	223,608	262,868	0.76	1.01	77.2	85.5	70.7	89.3
パルプ・紙	180,477	302,950	0.70	1.07	79.8	95.0	76.3	95.7
印刷・同関連業	155,532	248,674	0.53	0.84	66.3	84.0	59.0	81.8
化学、石油・石炭	487,716	628,731	1.28	1.65	90.0	97.2	84.1	94.3
プラスチック製品	208,420	302,494	0.75	1.03	59.5	93.7	57.9	93.6
ゴム製品	200,085	346,816	0.85	1.29	47.3	90.7	50.8	92.3
窯業・土石製品	263,410	388,268	0.86	1.06	73.7	94.3	69.3	94.3
鉄鋼業	223,343	421,428	0.69	1.22	75.2	86.6	72.0	86.4
非鉄金属製造業	327,482	367,730	0.95	1.16	97.2	98.4	96.0	97.1
金属製品製造業	230,496	429,736	0.77	1.33	82.7	79.2	77.2	78.9
はん用機械器具	265,947	495,298	0.89	1.57	87.2	100.0	83.0	100.0
生産用機械器具	327,176	337,230	0.97	1.02	74.0	89.1	72.4	87.5
業務用機械器具	291,162	373,143	1.07	1.22	75.8	92.3	72.7	89.8
電子・デバイス	199,913	336,584	0.71	1.01	62.0	86.0	51.3	83.9
電気機械器具	361,721	284,793	1.10	0.97	62.0	90.0	64.3	88.5
情報通信機械器具	255,334	390,676	1.02	1.26	54.3	77.4	63.3	72.5
輸送用機械器具	217,920	425,730	0.85	1.10	55.1	94.5	55.7	93.5
その他の製造業	201,246	337,174	0.76	1.11	51.8	89.2	46.0	82.4
電気・ガス・熱供給等	611,343	633,190	1.66	1.76	97.5	93.5	95.0	94.1
情報通信業	334,365	574,914	1.05	1.46	67.9	94.9	69.2	91.6
通信業	238,204	707,322	0.83	1.58	84.0	100.0	83.8	100.0
情報サービス業	391,926	472,590	1.15	1.32	60.1	94.7	60.2	90.2
映像音声文字情報	319,723	819,946	1.10	2.11	72.0	100.0	74.4	100.0
運輸業、郵便業	256,910	283,834	0.91	0.96	74.4	92.4	72.9	90.1
道路旅客運送業	84,054	90,898	0.37	0.41	63.8	90.1	56.2	85.7
道路貨物運送業	180,018	233,577	0.63	0.81	70.7	88.8	66.2	86.5

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成25年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
卸売業、小売業	262,599	277,817	0.95	1.01	67.7	90.6	68.0	89.8
卸売業	400,219	506,245	1.22	1.43	80.6	92.3	81.0	91.6
繊維・衣服等卸売業	300,498	95,031	1.00	0.43	75.0	100.0	73.2	100.0
飲食料品卸売業	332,473	392,255	1.11	1.32	71.7	83.2	70.2	82.1
機械器具卸売業	453,053	670,483	1.28	1.83	82.6	96.5	86.2	94.7
小売業	181,251	145,377	0.79	0.74	61.9	89.7	62.2	88.7
各種商品小売業	82,598	104,322	0.56	0.61	61.7	100.0	46.8	100.0
織物等小売業	114,020	222,486	0.63	1.19	75.3	33.0	73.5	40.0
飲食料品小売業	95,247	104,651	0.47	0.66	35.5	88.1	35.8	85.4
機械器具小売業	367,338	378,186	1.15	1.18	87.3	89.2	81.8	88.9
金融業、保険業	555,506	570,105	1.69	1.55	93.1	97.9	90.6	96.9
不動産業、物品賃貸業	393,063	421,126	1.19	1.23	83.3	93.9	85.4	93.3
不動産業	436,355	497,113	1.20	1.39	79.9	93.5	83.0	93.3
物品賃貸業	329,861	309,117	1.18	1.01	88.9	94.4	90.0	93.3
学術研究等	338,526	495,663	1.11	1.37	80.4	89.6	78.3	86.9
学術・開発研究機関	429,912	548,718	1.41	1.52	64.6	89.2	70.2	88.9
専門サービス業	413,764	594,859	1.30	1.45	81.8	78.1	80.9	81.3
広告業	250,736	266,606	0.79	0.86	73.4	87.6	68.7	80.0
技術サービス業	277,207	520,599	0.94	1.46	82.0	94.1	78.3	90.5
飲食サービス業等	48,823	62,586	0.37	0.38	50.5	81.8	44.5	79.5
宿泊業	113,509	107,376	0.62	0.53	49.1	71.2	46.8	69.0
飲食店	42,376	50,932	0.34	0.35	49.5	84.1	43.4	81.1
持ち帰り・配達飲食	46,258	105,415	0.35	0.53	58.7	79.0	50.0	79.2
生活関連サービス業等	150,709	152,059	0.67	0.67	55.7	83.7	50.5	82.9
娯楽業	116,937	140,453	0.62	0.66	64.8	85.5	60.4	85.5
教育、学習支援業	393,366	626,942	1.44	1.89	87.0	98.7	83.7	98.5
学校教育	493,681	646,187	1.74	1.93	99.2	100.0	97.5	100.0
他教育、学習支援	166,399	482,453	0.93	1.53	68.0	89.9	67.4	88.2
複合サービス事業	431,911	460,700	1.53	1.46	98.9	100.0	98.3	100.0
その他のサービス業	294,284	286,724	1.05	1.00	76.0	80.6	75.9	79.3
廃棄物処理業	214,894	352,047	0.87	1.15	76.2	94.0	73.3	92.7
自動車整備等	301,324	580,997	1.02	1.51	77.9	95.8	76.1	95.8
職業紹介・派遣業	138,300	153,269	0.81	0.60	60.8	66.7	60.1	59.7
他の事業サービス	295,898	227,492	0.97	0.88	75.0	78.6	75.4	79.2

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成25年の年末賞与支給労働者1人平均支給額は、調査産業の平均で事業所規模5~29人が約26万円、事業所規模30~99人が約33万円で、24年からはどちらの規模も2,000円程度の増加になりました。個々の業種をみると4万円台の業種がある一方、80万円台の業種があるなど、かなり金額に幅がみられます。

26年8月に発表された中小企業庁の調査結

果によると、26年度に賞与や一時金の増額を実施する／した中小企業は、調査対象の30%程度で、賞与や一時金の引き上げ率は、「5%以上」と、「1~3%」と回答した割合が高くなっていました。今年は賃上げを実施した中小企業も多かったようですが、年末賞与についてはどのような結果になるのでしょうか。

(※) 毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html

お勧めしたい ショートカット10選



パソコンを素早く操作する上で、無くてはならない機能の1つ「ショートカット」。ショートカットキーが大好きな筆者が、これだけは使って頂きたいショートカットをまとめました。

①コピー、切り取り、貼り付け

よく利用されるショートカットTOP3ではないでしょうか。文書からファイルまで何でも利用でき、大変便利なショートカットです。使うキーは、コピーがCtrl+C、切り取りがCtrl+X、貼り付けがCtrl+Vです。

②元に戻す、やり直し

文字を打ち間違えた時、間違えてファイルを消してしまった時などに利用できます。使うキーは、元に戻すのはCtrl+Z、やり直しがCtrl+Yです。

③ウィンドウ・タブを閉じる、アプリケーションを閉じる

インターネットエクスプローラでウィンドウ・タブを閉じる時や、利用中のアプリケーションを閉じたい時に利用できます。使うキーはウィンドウ・タブを閉じるのはCtrl+W、アプリケーションを閉じるのはAlt+F4です。

④デスクトップを表示

見られたくない資料を見られてしまいそうな時や、複数のアプリケーションで画面がいっぱいになってしまった時などに、利用できます。使うキーはWindows+Dです。

⑤コンピュータのロック

離席する時に簡単にコンピュータをロックできます。使うキーはWindows+Lです。

⑥ファイル・フォルダの名前変更

名前を変更したいファイルを一度クリックしてF2キーを押すと、すぐ名前が変更できます。右クリックから名前の変更を選択して名前を変える必要はありません。

⑦複製

利用中のアプリケーションを複製したい時に利用できます。覚えておくと時々役立ちます。使うキーはCtrl+Nです。

⑧ウィンドウの切り替え

利用するアプリケーションの切り替えを、瞬時に行うことができます。これを使いこなすと、思いのほか、作業効率が向上します。使うキーはAlt+Tabです。

⑨ウィンドウの移動

マルチディスプレイを使っている方には特にお勧めです。アプリケーションをドラッグして移動させる必要がなくなります。使うキーはWindows+矢印です。
※設定によっては利用できません。

⑩最近閉じたタブを開く

Webサイトを閲覧している最中に、間違えてタブを閉じてしまった時に活躍します。履歴からたどる必要はありません。使うキーはCtrl+Shift+Tです。

マウスをメインで使っている方も多いと思いますが、マウス&キーボードの操作に慣れると、作業効率は格段に上がります。ぜひお試しください。

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

2014年11月

お仕事備忘録

1. 年末調整の準備

2. 年末賞与の支払準備

3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

4. 翌年のカレンダーの作製

5. 忘年会の準備

6. 防火対策

1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出もれや添付忘れがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

2. 年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日（今年は暦の関係で17日）までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（注）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

4. 翌年のカレンダーの作製

年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

5. 忘年会の準備

年末行事の大きなものに忘年会があります。全社行事として執り行う場合は、総務が中心となって企画運営していくこととなります。

- 場所の確保
- 来賓の確認
- 乾杯の音頭、挨拶等の依頼
- 余興の準備
- 出席者数の確認

など、段取りよくすすめてみましょう。

6. 防火対策

秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

- 消防設備の点検 消火器、非常口、非常階段、避難経路など
- 非常時の対応方法見直し 連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいものを屋外に放置しないようにしましょう。



2014.11

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。
段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるように
しましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	土	大安	
2	日	赤口	
3	月	先勝	文化の日
4	火	友引	
5	水	先負	
6	木	仏滅	
7	金	大安	立冬
8	土	赤口	
9	日	先勝	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	月	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（10月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	火	先負	
12	水	仏滅	
13	木	大安	
14	金	赤口	●労働保険料の支払（第2期分※口座振替を利用する場合）
15	土	先勝	
16	日	友引	
17	月	先負	●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
18	火	仏滅	
19	水	大安	
20	木	赤口	
21	金	先勝	
22	土	仏滅	小雪
23	日	大安	勤労感謝の日
24	月	赤口	振替休日
25	火	先勝	
26	水	友引	
27	木	先負	
28	金	仏滅	
29	土	大安	
30	日	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（10月分） ※12月1日まで ●所得税の予定納税額の納付期限（第2期分） ※12月1日まで